

(議長)

次に小野寺議員の発言を許可いたします。

「小野寺議員」

はい議長。

(議長)

小野寺議員。

「小野寺議員」

それでは早速始めます。

最初に檜山沖の大規模風発事業についてお聞きしたいと思います。

午前中に塚本議員の一般質問でもありました。一定程度ダブる部分もあるかもしれませんが、あらためて私の見解も含めて述べさせていただきたいと思います。

今回、この事業については、環境影響評価の部分で第1段階、いわゆる計画段階配慮書という部分で入っております。それを見るしかないんですけども、それで若干質問に入る前に、おおよその点、配慮書によって分かる部分を少しパネルで説明したいと思います。

最初にどれだけ大きいか、日本国内でももちろんですが、世界的にも最大級の風発でございます。少し他の風発と少し比較した方が分かりやすいと思います。他と言っても江差の中で少し比較したら分かりやすいんですが、この私の指差している一番、私で言うと左のどこなんですが、これは現在の江差の町にあります元山、元山風発の現在の高さです。現在28基あります。色々私も特別委員会、100条委員会で論議しました。あの元山の風発が高さ100メートル、地上からですね、これは陸地で、羽根の直径で言いますと50メートル、これは現在の28基。で、ご存じのとおり今この風発は時間、年数が経っているということで、全部撤去して建て替えます。今これも環境アセスで入っておりますが、一応その環境影響評価の書類を見ますと、高さが150から155メートル、羽根の径が120メートルと、少し大きくなります。それで、この部分が非常に元山でも大きくなるということで、環境アセスでも色々出ております。今日はその部分については触れません。

それで、今回、檜山沖に作ろうとしている配慮書、先ほど言った書類で見た限りで、最大で先ほど塚本議員からも質問がありました、最大で260メートル、260メートル。これは洋上です。固定するかもしれませんが、浮かせるかもしれない。いずれにしても水面下260メートル。羽根の径で220メートル。途轍もない大きい。先ほど言いました、日本でも最大級、世界的にも本当に最大級の部類です。分かりやすく言うと、東京都庁、まあ建物と風車の高さというのはなかなか比較するのはしんどい話ですが、高さからいけば、例えば東京都庁で243メートル。東京都庁で243メートルですから、単純に羽根の一番高いところの260メートルは、東京都庁よりも高いと、大きいと、いや高いとい

うこととなります。ですから今後、事業が展開するとすれば、事業の量、事業費、また与える環境等々についても相当な論議をしっかりとやっていかなきゃならない。

それからもう一つ。これも配慮書から見て分かることなんですが、檜山沖、上ノ国からせたな、その海域の中で、場所によって違うんですけども、私の質問通告で少し間違えました。かもめ島から、質問通告には500メートルと書いたんですが、きちっと見ますと1キロ、1キロは離します。これは眺望の関係、景観の関係で1キロは離します。また、普通一般民家あるところは、居住地から500メートル、これが500です。ですから、この江差の沿岸、泊だと、で、住宅があるところは500メートルは離すということで、このオレンジ、オレンジのところは風発、先ほど言った最大級、場合によっては海面から260メートルの風発が建てる想定しているところでもあります。もちろん、まだこれから調査入りますので、ここに建てるか、ここに建てるかはこれから、方法書、次の環境アセスの2段階目で、それは具体的に出てくるでしょう。単純に一例で並ぶとすると、ほぼ1キロごとに1基ずつ建てられます。単純にいけば。そうすると江差、かもめ島沖にも何基かは、その巨大な風車が建つと想定される。これが概要であります。

それで質問に入ります。おおきく二つに分けてお聞きしたいと思います。

配慮書を見ますと、まだまだ詳しい点は今後の方法書によるということになっておりますが、この配慮書を読んでも相当の事が分かります。自治体及び漁業協同組合との協議を踏まえて、今回のこの洋上発電所の実施想定区域、先ほど言った、この区域には建てることは考えていますというその想定区域、ここに自治体つまり江差町も入ると思うんですが、それと漁業協同組合、ひやま漁協と当然読めますが、そこと協議して、踏まえて、今回の計画を出しているというふうに書かれております。今後の江差の漁業のあり方、檜山の漁業のあり方が大きく変わるかもしれない。大規模な事業計画であります。江差町として、漁業、漁場、これを守る。また漁業の発展に寄与するのかどうか。こういうしっかりとした大事な点がこれからどのような協議をしたのか、この間どのような協議をしたのか、意見を述べてきたのか。また、漁協、漁業関係者、どういう意見交換をしているのか、教えて頂きたいと思っております。

それで大きく2番目でございますが、先ほど言いました。今後アセス、まあ3段階、4段階、大きく言うと3段階のヨーイドン。1回目の法律に基づく配慮書の縦覧が今始まっております。それで、これ法律に基づいて、各都道府県、北海道知事そして各関係自治体の意見が求められます。この間、江差でも環境アセス、風車関係でいろんな段階でありましたが、ネットを見ると、江差町の意見、意見無し、というのがありました。で、よく見ると、結構、北海道の段階、審議会の段階、いろんな意見が出ている。あれ何でこういうことが江差町から、地元から意見が出ないんだらうということが、率直に私感想としてこの間みていました。過去のことは今日は取り上げません。今まさしく、これまでに倍する、いや3倍4倍もっと大きな事業になります。江差町として、しっかりと意見を出していかなければならないと思っております。先ほども出ておりました関係課との連携協議、

これ本当に必要なると思います。

具体的に3つの点についてお聞きしたいと思います。挙げれば各種あるんですが、一応私3つに絞って、この配慮書に対する検討事項についてあげたいと思います。

1つ。騒音についてであります。この事業者の配慮書、本文200ページ、300ページ、資料を見ればどれだけでしょうかね。400ページ、500ページ、膨大な配慮書なんですけれども、その中でしっかり私読み解けたかどうかなんです、騒音については、発電機、先ほど言った風車ですね、設置想定区域から2キロの範囲において、住居が2,433軒、学校病院等7施設が存在するということが書いてあります。で、これは、江差の項目です。江差町としては2キロの範囲、先ほど言ったもし風車を建てるとすると、その風車から2キロの範囲には住宅が2,433、学校病院等が7施設。江差町としてですよ、江差町の地域としてこういうことが書いてありました。で、町側に対して、今後こういうことについての意見を求められることになるんですが、事業所としての見解もきちっと書いてありました。2キロの範囲を含めて、騒音の影響が生じる可能性があるかと予測する。これが事業所としての現時点での見解です。こういうことを事業所としての、事業者としても認めているわけであり、町としてしっかり、事業者に対して、騒音影響が生じないよう万全の対策を取るよう、まず今回のこの配慮書に対する意見で求める必要があると思いますが、この点についてどうか。これが1つ。

2つ目。これは騒音とのある意味同じくくりになりますが、一応騒音と分けて、超低周波音について述べます。この超低周波音については、全国で裁判闘争も含めて大きな問題になっておりますが、なかなかマスコミ等でも取り上げられる部分が少なくよくわからない部分も率直にいつてあるかもしれません。この点について、配慮書の中には、超低周波音、低周波音と健康影響については、明らかな関連を示す知見が確認されていない。こういう理由で、今回のアセス、環境アセスの配慮書の検討項目には残念ながら入っておりません。ただ、この配慮書の中には、事業者はこういうことを言っておりました。次回以降、ですから方法書になるのか、環境影響評価書になるのかまでは言っておりませんが、次回以降のアセスで、超低周波については、適切に調査等行うと含みは残しております。逃げられるかもしれない。この超低周波、健康被害問題、先ほど言いました全国的に裁判闘争等も続いております。これらをしっかりと配慮して低周波音については事業所も述べたのかもしれませんが。私この健康被害が顕在化してからでは大変遅いと。アセスの方法書の段階で調査、予測及び評価を行うよう、江差町として求める必要があると思いますが、この点についてどうでしょうか。

この点について最後。3つ目であります。景観について。これも先ほど塚本議員の方からも出ておりましたが、私からも改めて触れたいと思います。先ほど訂正させていただきました、そのかもめ島から1キロ先、1キロです。500ではありません。1キロ先に高さ260メートルの風車が建つかもつかも。実際の調査によっては、水深の関係もありますので、必ずしも1キロ先とは限りませんが、一応想定では1キロ先。可能性がありま

す。で、島の景観に対する影響はどうか。事業者の配慮書の中にはこうふうふうに書いております。風力発電機に対して、圧迫感を感じる等の影響が生じる可能性がある。こういうふうに配慮書の中で事業者も認めております。私、いろんな環境影響評価書を見ております。新幹線の関係、上ノ国八雲等の風車の環境影響評価、いろいろ見ておりますが、一定の調査はして、いろいろ検討はするけども最後には影響なしということで終わってしまうのが大方でありました。しっかりと現時点の配慮書の段階から江差町として、こういう恐れがあるのであればしっかり対策を取ること。そういうことを町長の意見として現段階から述べる必要があると思いますが、この点について町長のお考えをお聞きしたいと思います。

「町長」

はい、町長。

(議長)

はい、町長。

「町長」

小野寺議員の檜山沖の大規模風発事業にかかる事業者との協議の経過についてのご質問でございます。

まず漁業の発展に寄与するののかという点につきましては、区域調査や海域等の基礎調査が出た段階において、また、事業者の計画等を十分に精査し、関係機関や漁業関係者等と協議のうえで判断したいと考えております。

次に漁協、漁業関係者との意見交換の経緯についてですが、平成30年10月及び12月に、檜山漁協理事会において、洋上風力発電計画に関する協議を開催し、檜山漁協としては、水揚げの低迷やこの先の組合員数減少を見据え、調査は一部漁業者への収益へと繋がることとして承諾することとし、合わせて、各地区に対し、各地区の意見の聴取を行うよう要請しました。その要請を踏まえ、平成31年1月に江差地区の漁業者で総代会を開催し、調査の実施については承諾をされております。その後、2月に事業者が江差地区の漁業者に対し、計画説明会を開催し、漁業者から調査は了承するが、調査結果が出た段階で再度協議をお願いしたいとの意見があり、それに対し事業者からは結果が出た段階で漁業に支障がないか等、具体的な協議をし、理解が得られるのであれば計画を進めていきたいと回答を頂いているところでございます。

その後も漁業者での協議は継続しており、町といたしましても、今後も漁協、漁業関係者をはじめ、議会並びに関係機関とも十分な時間をかけた協議を実施し、本事業の取り進めを判断したいと考えておりますので、ご理解いただきますようよろしくお願い申し上げます。

次に江差町としてこの間、事業者側とどのような協議をし、また、意見を述べてきたかとのご質問であります。事業者側からのこの度の計画概要や今後の見通しについての説明が主なものであり、具体的な協議といった段階には至っておりません。

また、意見につきましても、小野寺議員ご指摘のとおり、景観や騒音、振動等の自然環境等に対する懸念や、漁業者やハートランドフェリーをはじめとした港湾利用関係者等との合意形成等、いわゆる一般論としての域を超えない範囲の意見を述べさせていただいております。

次に、環境アセスメントに関する町長意見についてのご質問であります。議員ご指摘のとおり、現在、環境影響評価法の規定に基づき、電源開発株式会社が檜山沖にて計画をしている仮称檜山エリア洋上風力発電事業に関する計画段階環境配慮書の閲覧を、本年の8月30日から9月30日までの期間、役場のまちづくり推進課にて行っております。小野寺議員からは、配慮書を一読された中で、騒音、低周波音、景観といった具体的な項目について意見を付すべきのご質問であります。町といたしましても漁業者はもとより、住民の健康被害や景観、自然環境、更には住居や施設、海上交通等、懸念されることが多岐に渡ることから、今後の関係課と協議の上、地域への影響を最大限考慮した形で意見を付してまいりたいと考えておりますので、ご理解願いたいと思います。

なお、令和元年8月30日付けを持ちまして、北海道よりこの度の配慮書に関する意見照会があり、10月4日までの回答となっていることを申し添えます。

(議長)

はい、小野寺議員。

「小野寺議員」

この点で再質問をいたします。

今町長からお答えありましたが、本当にあの、10月4日という今回の1回目の意見を求められております。この環境影響評価で言うと、方法書、それから環境影響評価書そのもの。まだ段階ありますけれども。私、ちょっと再質問でお聞きしたいと思うんですけども、江差町として、町長というより、江差、我々自治体本当に関係者、住民全員が関係者だろうと思うんですが。江差町が今後求められる法律的な点で言うと大きく2段階あると思います。細かい点はまだありますが、大きくいうと2段階あると思っております。

1つが、今直接述べた環境アセス。で、2つ目が午前中、塚本議員と質疑でやりとりありましたが、先ほどの新しい法律。通称再エネルギー利用法って言い方も俗っぽく言っておりますけれども、洋上風車を促進するというその法律。この法律で、先ほども出てましたが、促進区域、ですから現在は実は促進区域でないの、現時点ではまだこの法律に基づいて建てられないんですけども、後追いで、仮に促進区域が指定されれば、建てられるということになるんですけども、その法律に基づいた促進区域を指定する時の協議会、ここ

に関係自治体。ですから当然江差町も入る、北海道だとかですね、その協議会、この海域、洋上風車作ってもいいですよ。促進してもいいですよ、という、その決める協議会。その話し合いをする協議会。ですから、その場でも色々町としての意見が求められる。大きく言うと2つ。それで、環境影響評価もそうですし、それから促進区域決めるための協議会もそうですが、その都度その都度江差町としての判断だとか、見解だとか、そういう対応は私、今度のこれだけ巨大な事業についてはもう追いつかない。間に合わない。と思います。先ほどもちょっと午前中の答弁もありました。先ほどもありましたけれども、改めてお聞きしたいと思います、本当に町民、行政、関係者、漁業関係とかですね、それから、兎にも角にも専門的な分の方が入らないと、なかなか太刀打ちできない。そういう専門家の方を交えて、突発的にやるのではなくて、恒常的な検討会。先ほど勉強会云々とかありました。それかもしれませんが、そういうきちっとした仕組みを作って、検討会等を恒常的に作って、その中で研究もする。検討も重ねる。誤りのない判断を、その中でしっかりと作っていく。それで環境アセスがあつたら、その場でまた環境アセスについて意見を言う。先ほど言った促進区域の協議会の中で何かあつたら、そういう検討会の知見を、それこそ知見を使って意見を述べていく。そういうことが必要だと思います。そういう仕組み作りについて、改めて、課長になるんでしょうか、ちょっと見解をお聞きしたいと思います。これが再質問の1つ。

再質問、2つ目。それで、正直言ってどうしたらいいのかっていうことがあります。どうしたらいいのか。それで、これは、実は全国的というか、全世界といった方がいいでしょうか。ヨーロッパ、デンマークとかスウェーデンだとか、そういうところで、もう10年も20年も、30年もかな、洋上風車は少しずつ少しずつ開発されてきて、ヨーロッパの方はもう先進的に行われておりますが、そういうところで何をやっているか。そして、そういう世界的な先進例を学んで、日本でも一定の先進地自治体で何をやっているかなんですが。そういうところでやっているのは、自治体自ら、ここは風車の例えば洋上でも良いです。洋上のところで、ここはこういう土地利用が可能ではないか。ここは風車としても有効活用が望まれるのではないか。そういう段階的に地図に色分けして、地図上だった土地利用、開発を促すということで、ゾーニングという言葉。これは行政の方、もしかしたら知ってるかもしれませんが。国でも北海道でも既にそういうゾーニングという名前で、各自治体でそういうものを作って下さい。策定のマニュアル等も実はもう作っております。積極的にそれぞれ自治体で、港湾の利用だ、漁業の活用だ、地域との共存、そういう点でやってくれと。環境省、北海道でも策定を自治体で進めましょうという方針が今出ております。まだ沢山あるのかもしれませんが、近間で言うと岩内町がモデル事業ということで、補助金も使いながら、もう既にゾーニング、岩内町の海岸も含めて、こういうふうに促進してく、もしくは規制していくということをもう作っております。私、この江差町で今回のこの配慮書には残念ながらそういうことは間に合わない。さっき言った、10月4日です。ですから、もう到底江差町が頑張って意見を述べということになるとと思いますが、今後、ま

だ方法書、協議会まだ時間があります。私は間に合うと思うんです。ぜひ、そういうゾーニングは江差で作る。かもめ島の前の何キロ以内は、そういう風車は作っては駄目ですと。困りますと、というようなことも含めて、しっかりとこういう検討を全国的な事例、環境省や北海道の策定マニュアルも参考にしながら、ぜひ私は作るべきだと思いますが、この点についてお聞きしたい。

再質問で最後です。

で、実は、この配慮書を見るのは大変なんですよ。縦覧期間が終わったらもう見れないんですよ。それから今縦覧ですけども、ネットにはあるんですが、ダウンロードできないんです。私新幹線の時は、某自治体に行って色々一生懸命見てたら、書き取ってたらですね、その自治体の方が、一生懸命ですねって実は新幹線のアセスの本全部化してくれました。こったら分厚い。貸してくれましてけれども、本来はきっと駄目なんでしょうかね。貸せませんよねk、きっとね。なので、この環境省で実はですね、そういうことは駄目だと、いくらまだ計画段階とって、事業所としてもなかなか公開ははできないかもしれないけれども、この重要な環境アセスの部分でいうと、閲覧期間が終わってもちゃんとネットに載せておきなさい。公開しなさいって言うことを言ってるんですが、現在のところ環境省でもまだ事業所の同意を得た場合は、まあそういうふうにしてもらいたいと。逆に言うと事業所の同意が無かったら、公開残念ながらできない。ダウンロードもできない。困ったもんなんです。しっかりと私、こういう点も町長ぜひ、事業者にこれだけ膨大な資料を細かな資料についてはですね、きちっといつでも見れるように公開してくれということも合わせて、私は求める必要があると思いますが、この点についてもお聞きしたいと思います。

「まちづくり推進課長」

まちづくり推進課長。

(議長)

まちづくり推進課長。

「まちづくり推進課長」

はい。小野寺議員から今後のアセスあるいはその、洋上風力の推進に関わって、今後の懸念する部分で3点に渡ってのご質問でございます。

まず1点目のですね、洋上風力発電事業に関する町民や行政、関係者、専門家を交えた検討会の設置について、ございますが、まず現在実施されている環境影響評価の事業主体である電源開発さん、なんです、実はあの、法的根拠はありませんが、配慮書の段階で、実は各町で事業計画の説明会を行っております。そういった中で、参加された方々から種々意見ももらっているところであります。

それと、今後も方法書、準備書の段階においてもですね、電源開発さんに限ってはですね、そういった住民説明会を都度行っていきたいということをお話ししておりました。それで、町といたしましては、先ほどの町長の答弁にもありましたが、今段階、まず配慮書に対しての意見を北海道の方から求められておりますので、塚本議員の答弁にもありましたが、色々な見地から検討を加えて、想定される、あるいは懸念される部分は意見を付していきたいなと思っております。

また、方法書、準備書段階においてもですね、色々と意見を付していきたいなと思っております。

また、環境影響評価の検討会というよりはですね、塚本議員の答弁いたしました、勉強会といった形でまずはスタートさせていただきたいなと思っております。私自身もですね、今回環境影響評価法とか洋上新法、あるいは今回の配慮書見せてもらいましたが、非常に複雑で多岐に渡っております。そういった部分を考えますと、少しまずはゆるく入っていききたいというのが担当としての思いでございます。

それと2点目のゾーニングの検討についてでございますが、環境省や岩内町のホームページも私見させて頂きました。どちらかという洋上風力を誘致するといった視点で自治体がゾーニング、計画を立てたんだろうなというような見方も一方ではされました。ただここでは、きちんと環境保全エリア、あるいは調整が必要なエリア、ここは促進していきましようといったエリアをしっかりと書き込んでいるということ。それと、陸上施設の中で、港湾あるいは一次産業の振興、そういった二次的、三次的な波及効果もですね、しっかりとつかみましようといった計画になっていて、非常に今後の参考になるなと私も見ておりました。どこまで私ども、単体の町でできるか分かりませんが、ここは少しですね、勉強会も含めながらですね、北海道の方にもガイドラインがありましたので、道のですね、少し知見や意見を頂きながらですね、少し前に進めていけたらなと思っております。

それと3点目でございます。配慮書の縦覧期間の延長のことでござりますが、実は配慮書が無期限にですね、することによって、後発の事業者がですね、その配慮書を、なんというんですかね、真似るといいますかね、そういう可能性があるということです。塚本議員の答弁にもありましたが、今後、この地域が有望な区域、あるいは促進区域といった段階を踏むにつれて、様々な事業者がこの檜山海域の洋上風力というものに群がるというたら言葉おかしいですが、来るんだろうということが想定されております。そういった部分では、自社の知見を守るという観点からは、なかなか配慮書をそのまま残すというのは難しいということでございます。それと、配慮書自体は、今後自治体の意見あるいは住民の意見、審議会の意見、国の意見、そういうものを踏まえながら、配慮書、方法書、準備書、評価書と進化をしていって、最後完成形になるということですから、古いものが残っているのはいかがなものかということも一方で言われております。ただ、議員ご指摘の事業者側へのですね、申し入れにつきましては、私どもの方からもさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。



「小野寺議員」

はい、議長。

(議長)

はい、小野寺議員。

「小野寺議員」

再々質問いたします。

1 点目ぜひ、もう少し、こういう言葉使っていいかどうか、緊張感を持って、本当にとてつもない事業です。多分、課長、ネット等で見たと思いますが、九州まあ福岡とか、北九州か。もう何年も前からですね、港湾を、いわば拠点港。ですから、石狩湾だとか、この辺ですと石狩湾、秋田とか、もう拠点港を先に整備して、いつでも巨大風車事業者が来たとしても、バックヤードも含めて使えるということも含めて、もう大変な事業。ですから、とてもじゃないんですが、港湾の活用で言うと、主は石狩湾にきつとなるのかもしれませんが、しかし、関連の事業としては、本当に新規としても、もしかしたらきちっと江差町にも波及、いい意味での波及があるかもしれない、また、先ほど言ったデメリットの部分もあるのかもしれない。とにかく、相当の仕掛けをしていかなかったら、江差町としての適切な、適格な判断ができないんじゃないかなという気がします。ですから、1 問目についてはしっかりお願いしたんですが。

それで再々質問。私、今江差についてちょっと質問しましたが、考えてみれば、これは、どういう調査になるかは別として、少なくとも上ノ国からせたな町で海としては、一段の、一定の流れの中で行われます。そうしますと、先ほど言ったいろんな対策は、檜山一体でやらなければならない課題。アセスの方法書、これからですね、さっき言った促進区域指定するための協議会、まだ時間ありますので、個々の自治体の、それぞれの勉強会、検討会、研究会、まあそれはそれとして、頑張るとして。その横の連携、そこもですね、私しっかりと今から呼び掛けて、やっていく必要があると思うんです。最終的には自治体の意見ということで、違ってくることも、それはあるかもしれない。濃淡あるかもしれないんですが、でも客観的に調査する。研究する。専門的な方を呼んで、意見聴取等をしながら勉強するということは、これは檜山全体でやった方が絶対効果的です。お金の関係も含めて。ぜひ私、やるべきだと思うんです。その点について町長でしょうかね、ご見解を伺いたいと思います。

(議長)

副町長。

「副町長」

簡潔に申し上げますが、おっしゃるとおり上ノ国からせたなの海域を、海底測量を含めて調査をすると、こういう段階でございますので、これは副町長会議であったり、檜山町村会の、実は議題というか、それにもあがっております。そしてましてやこういった新聞報道もなされて、今議会、各町9月議会も経ているわけでございますけども、いずれにしましても、それぞれ温度差もあるかもしれませんが、檜山管内の共通事項として、取り上げることに間違いはないだろうと思いますし、そうしないと、それぞれの町の漁場というのは違いますし、江差をひとつ取り上げても、フェリー航路があって、風向きによって遠回りをしてまた進路をするわけですし、かもめ島という景観もあるだろうとか、いろんなところを踏まえて、でも一方では、さっき言った産業振興という側面やら、それから海底のケーブルがどうなるかということもあります。それもこれも海底の測量結果を踏まえた中で、全域の調査をした結果の中で、それぞれの町の区域のいわば指定が入ってくるだろうと、このように思っておりますので、檜山共通の課題として進むだろうと、このように思っております。以上です。はい。

(議長)

いいですね。小野寺議員2問目ですか。

「小野寺議員」

はい。

(議長)

はい、小野寺議員。

「小野寺議員」

最後2問目に移ります。

表題として、高齢者の生活支援ということを書きました。

午前中、午後も含めてなんですが、本当に江差のまちづくり、来年度以降、色んな事業が走ります。そういう中で、ハードの側面のまちづくり、これはこれで午前中も室井議員がかなり細かい点を質しておりました。私、もう1つやはり、この計画の中で総合計画等の中で、1人1人の生きざま、特に高齢者、元気な方は元気な方でまた頑張ってもらおうというその部分は、その部分で行政としても支援していかなければならないんですが、兎にも角にも、江差町として高齢者の生活支援、これも本当に私、しっかりと正しく来年いろんな計画が走る中で、謳いこんでもらいたい。この間、何回か取り上げて来ましたが、なかなかその点が非常に弱い、お金に係るということなのか、その点で、少しこの間、何回か取り上げておりましたが、また、出来れば少し角度、替えてお聞きしたいなと思っております。

す。

1つ目ですが、先程もちよっと、小梅議員の中でも論議ありましたが、地域支え合い、これちよっちよっと、字、私、誤字でした。協議体、体の体ですね、会じゃなくて。地域支え合い協議体、というのがあります。そして、生活支援コーディネーター、いわゆるコーディネーター、コーディネーターの方の活動について。介護保険の制度が改正になって、その高齢者などの社会参加促進のための地域の支え合い体制の整備行おう、ということで、江差町でも法律に基づいた地域支え合い、支え合い協議体、生活支援コーディネーターの活動が行われております。それでこの間、3年、4年目でしょうか。これらの会議、活動の中で高齢者の生活の困難性について、これはこの間、何回か言ってきましたが、コーディネーターの調査、聞き取りなども含めて、いろんな意見がもう吸い上げ、吸い上げられている、はずなんです。吸い上げて、そしてその課題解決のために、もう何年も論議してきております。改めてちよっと、お聞きしますけれども、来年、色んな計画に押し込むためにも、本当にこの活動、今、どんなふうに進めているんだろうか。ただ、ただ、会議をして、ただ、ただ、意見を吸い上げて、そのまま止まってんだろうかと、言いたくなるような、私の実は、疑問なんです。で、それで、改めて、しっかりとした回答を頂きたいんです。例えば先程もちよっとありましたが、まちづくりカフェの活動があります。これはもちろん江差町として、大学との連携もありますけれども、世代を超えた地域の交流を深めると。そして高齢者も含めた地域での支え合いを進める上で、本当に大事な事業と私も認識します。しかし、それと併せて、先程言いました高齢者の生活を支える対策、仕組み作りも、じゃあ、このまちづくりカフェの活動の中で急がれる案件であります。多分、この間、生活支援コーディネーターの地域に入ったいろんな聴取、それから、地域支え合い協議体の中で、いろんな論議、なってるでしょう。買い物が大変、病院に行く、大変、通院が大変、食事が大変、こういう論議、これが先程言った、いろんな論議がされているはず。それで質問なんです。重ねて聞きますが、これ総じて、生活支援体制整備事業ということで、括られておりますけれども、どのように進めようとしているのか。前と同じような答弁は聞きたくないんですが、改めてお聞きします。

それで、2つ目。で、この間、何回もこれも言うておりますが、特に、食事、近隣の町村、本当に頑張っております。よその町のこと、聞けば聞く程、江差町、困ったもんだと私、いっつも、思っております。食事の困難の方への対策、非常に遅れてる。というよりも、何もない、と言わざるを得ない。どのような今、検討をされているか、しっかりとした答弁を私は、聞きたいと思っております。

「町長」

議長。

(議長)

町長。

「町長」

小野寺議員の2問目、高齢者の生活支援についてのご質問にお答えし致します。

まず、始めに生活支援体制整備事業をどのように進めようとしているのかという、主仕のご質問でございますが、本事業につきましては、議員ご承知のとおり、介護保険制度に基づき、住み慣れた地域に安心して暮らし続けるために必要な生活支援体制の充実強化を図り、且つ、地域における支え合いの体制づくりを推進するものでございます。当町におきましても、平成28年度に生活支援コーディネーターを配置し、まちづくりカフェを立ち上げ、翌29年度に地域支え合い協議体を設置したものであり、この間、町民の皆さんと共に、試行錯誤しながら様々な取り組みを行って参りました。今年度の活動をテーマにつきましても、協議体では、買い物をテーマに協議しており、また、まちづくりカフェにおいては、世代間交流における物づくりや、健康づくり、地域食堂等の取り組みや、検討を行っております。また、サービス支援の提供を行う介護予防日常生活支援総合事業につきましても、訪問、通所、生活支援の各サービスを実施出来るよう、関係課においても、関連要綱、要領の整備に向け検討中であります。住民の皆さんの活動から、今ある地域資源を生かしつつ、地域の互助を高め、住民主体のサービスが活性化されるよう、地域全体で、高齢者の生活を支える体制作りを進めて参りたいと考えておりますので、ご理解願えます。

次に、高齢者の食事が困難な方への対策でございます。実態調査を行っておりませんが、職員が訪問している高齢者宅の状況からも、調理をすることが困難な方や、料理が出来ない方がおられ、食事に苦慮されている高齢者がおれることは、認識しております。本、本年第1回定例会における、予算審議の際、担当課長よりご答弁申し上げましたが、既存事業である高齢者等在宅生活支援事業メニューの1つ、配食サービス事業につきましては、介護サービスでは網羅出来ない方への対応も踏まえ、現行制度の見直しに向け、検討を行っております。町直営による配食サービスを行うのは、かなり厳しい状況でありますので、地域支援でありますNPO法人や社会福祉法人等の協力を得ながら、少しでも利用者のニーズに答えられるような制度を構築して参りたいと考えておりますので、ご理解願えればと思います。

(議長)

次。

「小野寺議員」

はい。議長。

(議長)

小野寺議員。

「小野寺議員」

何と申しましょうか。テープレコーダーを聞いているような、今なら、ボイスレコーダーと言うんでしょうかね。ま、大変、失礼な言い方しましたが、去年、聞いても同じ様な答弁です。

で、再質問。今まで、どうの言っても、もう、来年の4月に向けた、また、動いておりますので、もう、止めましょう。じゃあ、これは答えるとすれば、担当課長課も知れません。今の町長の答弁を正面から受けるとしまして、3月の議会からもう半年は経っておりますが、現在、来年に向けて何かやるとしても、近間で言うと来年度の事業ということになろうかと思えます。課長段階で構わないんですが、今、食事の話も出ました。多分、買い物だってそうかもしれません。通院、買い物もそうかもしれませんが、一定程度、介護保険でやれるところ、いやいや、介護保険制度だとなかなか意図。そうすると、もしかしたら、町、介護保険とは違った仕組み作り、いろいろあるかも知れません。いづれにしても、先程出た協議体だとか、コーディネーターの方の色々な地域の把握などから、江差町として、財源にそれこそ限りがなかなか厳しい、限りがあるという点では、やはり絞り込みだろうと思うんですね。江差町としてこういうところを今、この間の協議体だとか、コーディネーターの方の活動、まちカフェでも色々な論議がされてると思えます。1、2で構いませんけれど、こういう点で、食事もそうかもしれません。こういう点で今、ちょっと絞り込んでいるというか、課題を整理して来年度に向けてこんなふうに進めているとか、責めてそれぐらい教えて欲しい。去年、一昨年と同じような答弁を、町長、本当に聞きたくなかったんですが。それで、それが今、1点目。

2点目。それを踏まえてですが、どう考えても、来年度、介護保険でいうと、今度、8期でしたっけ、8期でしたか。8期の介護保険でいうと事業計画です。もちろんベース、町の独自事業となれば、総合計画等々に入れ込むということから行くと、しっかりとそれも、単独の事業というだけではなくて、江差町の全体の括り、そして介護保険でいうと、8期事業計画側に入れ込むと。それを今、やらなければならない。本当に時間がもう限られている中で、今どういうふうに行っているのかちょっとお聞きしたい、と思えます。

(議長)

高齢あんしん課、長。

「高齢あんしん課長」

それでは、まず、1つ目、1点目のことにつきまして、私よりご答弁さして頂きたいと思えます。

まず、現在、地域支え合い協議体の方で、どのような活動の内容、しているのかということをお話しさせて頂きたいと思いますが、今年度は、買い物テーマにそれも従前までは、利用者さんがお店に行くという視点から検討されておりましたけども、現在は、お店屋さんの方が如何にしてその地域に入って行けるか、個人宅に行けるか。いわゆる、配達ですとか、移動販売、それらの情報についてを、一部の商店さんの商工会さんともお話しさせて頂いておりますけども、情報確認をしながら、少し調査を行っているものでございます。で、今後につきましては、それら一部地域における商店街さん等々の調査結果を踏まえて、とある地区を実証的な試験っていうんですか、どのようにその情報を見て頂いて、どのように利活用して行けるのかという状況の試験的なことを取り進めようという状況で動いております。これらの経過を踏まえまして、将来的には関係課との連携も必要となってきますけども、町内全域的な方に取り進めて行ければというふうに考えてございます。それとまちづくりカフェにつきましても、先程、町長答弁におきまして、かなり概要的なお話をさせて頂きましたが、現在、とある町内会さんと連携した形で地域食堂を、試験的に開いてみたいという取り組みですとか、すでに先行実施しております江光ビル跡地においては、定期的にラジオ体操通じた健康づくりの方、そして来られた高齢者の皆さんには、相談業務を受けおっているというような状況をやっております。

また、町内にあります任意団体との連携で、同じく食を提供出来るような態勢をちょっと検討しているという状況にもございます。これらの、地域づくりって言うんですか、地域で支え合える体制を踏まえながら、これも町長答弁にございましたけども、我々と致しましても、地域支え合いをやって行く上で、反面、いわゆる総合事業でどのような生活支援サービスを、そちらとリンクしながらとり進めて行けるのか。また、それをどう進めて行けるのかというのを踏まえつつ、現状を考えますとやはり、制、、すいません。要綱ですとか要領等々の整備が、まったくちょっと手をつけてない状態だということも理解してございます。それらを踏まえまして、今現在、我々当課におきまして、それらの制度の再構築を図ってるところでありまして、議員、先程おっしゃいましたとおり、来年度、第8期、介護保険事業計画策定になります。それらに盛り込んで行くために、現在、作業の方を取り進めさせて頂いておりますので、ご理解の方宜しくお願い致します。

「小野寺議員」

はい。議長。

(議長)

はい。小野寺議員。

「小野寺議員」

あの、是非、その総合事業に限らず、総合事業ではなかなか手が回らないところ、も含

めて、それから、先程、ちょっと出てました直営はなかなか厳しいという側面、それも含めて、介護保険、もしくは、町単独事業などもしっかりと、入れ込むということで、頑張ってもらいたい。と思います。引き続きこの点については取り上げて行きたいと思いますが。

最後。確認させてもらいます。高齢者の生活支援、やはり一番大きいのは、介護保険そのものです。介護保険で何とか生活している人は、本当に多い。その点で、これは確認なんです。今全国というか、国がどんどん補助金を削って要支援1、2は、市町村任せ、来年度のもしかしたら、法改正で、要介護1、2を国の責任を外して、市町村に投げると。いうことも今、これから論議されようとしている。本当に市町村、大変だなと思います。が、だからと言って、市町村で、そこを国と同じようかことをやられたら本当、私、困ると思うんですが、つまり、必要な介護はしっかりと受けられるという体制を正しく、それぞれの自治体、江差町が頑張らなければならないと思うんですが、その点で、ちょっと確認させて頂きたい。

2つ確認させて頂きます。介護保険を受ける場合、その前段で要介護とか要支援だとかですね、その認定を取らなければならないんですが、その要介護などを私、要介護ですかって、認定の申請することがあるんですけども、確認です。その介護認定等の申請、希望される場合、希望、町民が希望される場合、全ての申請を受理する。全ての申請を受理する。ということで、確認して宜しいかどうか、その点が1点。

それから、もう1つ。これもちょっと私、気になってる点があって、ここで確認したいんですが、介護保険で住宅改修、手すりだとか、色々あります。住宅改修のサービス、介護保険であります、そのサービス、申請された時に決定するまで、事業が終わるまでも含めて。大幅に遅れるということはない、適切な期間で処理されていると、いうことで確認していいかどうか。この点について、お聞きします。2つ。

(議長)

高齢あんしん課長。

「高齢あんしん課長」

まず、1点目の介護申請、介護認定の申請についてでございますけども、基本的には、我々、窓口にてお客様がご相談等々に来られた場合につきましては、まず、介護の制度を、誠心誠意、ご説明させて頂いております。それを受けた中で介護認定申請をされますか、されませんか、という最終的な判断をしているところ、最終的な判断をして頂いているところでございます、まず、それらを拒否することはございません。その中で、我々が説明が少し悪いというような状況もあるかも知れませんが、その点につきましては、今後、検討して改善していければなと思ってございます。

それと、2点目の住宅改修につきましては、私ども、本日、本年度の情報しかちょっと持ってないんですけども、実際に申請されましてからそれら決定するまでの期間、工事期

間をちょっと除くんですけども、早い方であれば、約2日でゴーサインが出ます。時間がかかる方については、2週間位かかっております。それは、住宅改修の内容によっては、かなり、大きな改修になる物、もしくは軽微な改修になる物で、その審査期間が少し、異なることになっておりまして、それら踏まえて、今の現状ですとそういう形になってございます。宜しくお願い致します。

「小野寺議員」

はい。以上で終わります。

(議長)

はい、以上で、小野寺議員の一般質問を終わります。

(議長)

以上で、今定例会に通告ありました、一般質問は全て終了致しました。  
これで一般質問を終結致します。

(議長)

3時まで、休憩致します。

※休憩中